

財政的援助団体等に対する監査報告書

白子町財政的援助団体等に対する監査実施計画に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政的援助団体等に対する監査を実施した結果は次のとおりである。

令和7年3月21日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 大多和秀一

記

1 監査の対象団体

白子町商工会（会長 向光男）

2 監査の対象年度

令和3年度から令和5年度までの3か年

白子町商工会 商工業経営指導事業補助金

- ・令和5年度決算額 90,885,726円
（うち町補助金①商工業経営指導事業補助金4,275,000円、
②町民生活支援商品券事業補助金51,999,374円）
- ・令和4年度決算額 93,234,652円
（うち町補助金①商工業経営指導事業補助金4,275,000円、
②地域商品券事業補助金52,744,228円）
- ・令和3年度決算額 41,792,726円
（うち町補助金①商工業経営指導事業補助金4,275,000円、
②商工会館改修補助金2,500,000円）

3 監査の実施期間

令和6年6月20日から令和7年3月21日まで

4 監査の視点

（1）町部局関連

- ア 補助金、その他の財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は整備されているか。

- ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- エ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- カ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- キ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ク 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関連

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- オ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象となる白子町商工会及び白子町商工観光課に対して、令和3年度から令和5年度までの3年間分の資料の提出を求め書類の確認を実施し、また、関係者から説明を聴取する等、事務事業の内容について慎重に監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 事実関係の確認

白子町商工会 商工業経営指導事業補助金

年度	書類手続き・金額		決算状況	補助金状況
令和5年度	交付決定 額の確定	4,275,000円 4,275,000円	収入 90,885,726円 支出 88,909,808円 残高 1,975,918円	総事業費 88,909,808円 町補助金 4,275,000円 依存率 4.81%
令和4年度	交付決定 額の確定	4,275,000円 4,275,000円	収入 93,234,652円 支出 91,271,774円 残高 1,962,878円	総事業費 91,271,774円 町補助金 4,275,000円 依存率 4.68%
令和3年度	交付決定 額の確定	4,275,000円 4,275,000円	収入 41,792,726円 支出 38,332,325円 残高 3,460,401円	総事業費 38,332,325円 町補助金 4,275,000円 依存率 11.15%

(2) 監査の結果

監査の結果については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項の改善や徹底について検討されたい。

① 補助金交付要綱等の整備

令和5年3月28日付け告示第84号で白子町商工業経営指導事業補助金交付要綱が整備され、令和5年4月1日から施行された。

よって、令和3年度から令和5年度までの3か年を今回の監査対象としたが、令和3年度と令和4年度に係る補助金事業を精査するための補助対象経費・対象使途・上限額・補助率等が補助金交付要綱等として整備されていなかった。令和3年度と令和4年度は白子町補助金等交付規則の規定に基づき補助金が交付されていたが、結果として、補助対象事業や補助金額が適正であるかの判断基準が不明慮となってしまった。

② 補助金等の額の確定等

令和3年度と令和4年度における補助金の交付額の確定の際の起案文では、白子町補助金等交付規則第14条の規定による調査の方法や交付すべき金額を確定した経緯等が明確に記載されていないため、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを確認できない。

令和5年度における補助金の交付額の確定の際の起案文では、白子町商工業経営指導事業補助金交付要綱第7条の規定による補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めた経緯等が明確に記載されていないため、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを確認できない。

また、白子町商工業経営指導事業補助金交付要綱第3条の規定による別表の補助対象経費等のうち、経営改善普及事業について、千葉県小規模事業経営支援事業費補助金の対象となる指導職員設置費、指導事業費を補助対象経費とするが、この点も審査した経緯等が起案文には明確に記載されていないため、適正と認めるに至った判断根拠が確認できない。

③補助事業の実績報告書と決算書

令和3年度と令和4年度では、商工業経営指導事業補助金実績報告書の収支決算の計と添付書類の白子町商工会通常総会資料での決算書の合計額は突合するが、令和5年度では、白子町商工業経営指導事業実績報告書の補助事業等の内容及び経費の内訳と、添付書類の決算書の合計は突合しない。これは白子町商工業経営指導事業補助金交付要綱の規定に基づく適当な処理であるが、実態として補助事業等の成果を分かりにくくしている。

また、町商工会が作成している決算書の支出の部では、本来であれば繰越金として処理されるべき金額を次期繰越収支差額として支出で計上しており、総事業支出額を分かりにくくしている。

④団体運営の根拠規定等

白子町商工会は、関係法令等の規定や基準のほか、白子町商工会定款・白子町商工会運営規約・白子町商工会処務規程・白子町商工会給与規程等に則り、適切に団体運営がなされていると判断される。

しかしながら提出された書類の中には、現在では表現が見直されている表記や不十分な表示等が見受けられる。

7 監査意見

(1) 町部局関連

補助金の交付額の確定の際の起案文で、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかは書面にて確認できていない。

よって、確定にあたっての判断結果を残すためにも、具体的に調査の方法や経緯等をまとめ、起案文に明記されたい。

その際、補助金は産業振興や特定の事業の奨励や行政目的遂行のため等、公益上の必要性に基づいて支出されるものであるから、その目的が十分達成され、効果があがっているかどうかについても検証した結果も残すべきである。

今後の補助金交付に関しては、誰の目で見ても公正公平な判断ができ、より適切な事業運営につながることから、白子町商工業経営指導事業補助金交付要綱等の規定を順守し、明確な基準のもとで補助事業を執行するよう徹底されたい。

(2) 団体関連

実績報告にあたって提出される書類として、事業報告書と決算書が添付されているが、補助金がどの事業に充当され、どれだけの効果（結果）をもたらしたかを町部局が確認しやすくする配慮が必要である。

また、千葉県小規模事業経営支援事業費補助金の対象となる指導職員設置費と指導事業費も同様に、どれだけの効果（結果）をもたらしたかを町部局が確認しやすくする配慮が必要である。

なお、白子町商工会という独立した団体としては今後も独立採算を確立できるよう努めていくことが求められるため、安定的かつ継続的な財政負担の適正化に努め、特に主要財源の会費や手数料については、徹底的な事業周知や積極的な会員増加等による増収に努められたい。

最後に、その他の団体と同様に、補助事業の執行に当たっては、いたずらに疑義を抱かれないように、事業目的や経費の負担、事業の決定過程や運用方法、効果検証等の結果を明示し、補助事業の必要性を明確にしておく必要がある。

以上